様式第１－１号

整理番号	9－1

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	令和７年９月分　事務所賃借料及び送金手数料		
年　月　日	令和７年８月27　日～令和　年　　月　　日	金　　額	50,220　円

目　的	政務活動を行うための事務所の賃借料
使　途	令和７年９月分賃借料
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-08-27	23003	通帳送金
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号		お取引金額
N121		*100,000
[redacted]		残高
		[redacted]

清水銀行
藤枝駅西支店
普通　　2215815
カ）マルトシアオキ

送金料金　　*440円
振込予定日 07-08-27

サノ　アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	100，440 円	1／2 %	50，220 円

様式第１－１号

整理番号	9－2

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	内外情勢調査会　９月全国懇談会時　交通費及び駐車料		
年　月　日	令和７年９月１日～令和　　年　　月　　日	金　　額	13,350 円

目　的	内外情勢調査会９月全国懇談会を通じて情報共有、意見交換する
使　途	往復旅費、駐車料
政務活動・県政との関連性	講演で聴取した内容を県政や会派運営に生かす

≪領収書貼付枠≫

ＪＲ藤枝～静岡　往復420×2　840
ＪＲ静岡～品川　新幹線　片道　5,940
ＪＲ東京～静岡　新幹線　片道　6,070
駐車料　500

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,350 円	／ 100%	13,350円

往路

No. [redacted]
表示日　2025年9月2日 12時20分

往路　領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

様

お預かり番号 RESERVATION NUMBER	[redacted]		
金額計 TOTAL AMOUNT	￥5,940（10％・税込） （クレジットカード利用・Credit card use）	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年9月1日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年9月1日
取扱カード会社 CARD COMPANY	[redacted]	クレジットカード番号 CARD NUMBER	XXXXXXXXXXXXXXX
列車名・券種 利用区間	スマート自由席 静岡 FROM ⇒ 品川 TO		

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569

JR

No. [redacted]
表示日　2025年9月2日 12時42分

復路

復路　領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

様

お預かり番号 RESERVATION NUMBER	[redacted]		
金額計 TOTAL AMOUNT	￥6,070（10％・税込） （クレジットカード利用・Credit card use）	内容 DETAIL	乗車券類のご購入代金 TICKETS PRICE
購入日 DATE OF PURCHASE	2025年9月1日	乗車日 DATE OF DEPARTURE	2025年9月1日
取扱カード会社 CARD COMPANY	[redacted]	クレジットカード番号 CARD NUMBER	XXXXXXXXXXXXXXX
列車名・券種 利用区間	ひかりS19号 東京 FROM ⇒ 静岡 TO		

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569

JR

オーレ藤枝
第５パーキング

領収証

有限会社新日邦

登録番号T9-0800-0201-8306

精算機 #01	A	精算No.000509
発券機 #01		発券No.025451
入庫時刻	2025年 9月 1日(月)	09:12
出庫時刻	2025年 9月 1日(月)	17:47
駐車時間		8:35
駐車料金	A料金	500円
合　計		500円
現金領収額		500円
お預り		500円
お釣り		0円

上記合計金額は消費税率10％対象です。

またのご利用をお待ちしております。

残額ご利用明細

カード番号：[redacted]

残額履歴（最新50件）

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
[redacted]					
					11298
					10828
					*9500
					9080

往路 ○ 0901 入 藤枝 出 静岡 420円

復路 ○ 0901 入 静岡 出 藤枝 420円

毎度ありがとうございます

25.09.01 17:39 藤枝 駅０１発行

ＪＲ東海

原本は 7 年 8 月 整理番号 8－1 添付

県　外　調　査　概　要　書

２０２５年９月１日

会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

目　　的	内外情勢調査会参加
年　月　日	２０２５年９月１日
場　　所	グランドプリンスホテル品川
内　　容	１　行程 自宅→藤枝駅→静岡駅→品川駅→会場→東京駅→静岡駅→藤枝駅→自宅 ２　応対者 時事通信社職員 講師　国民民主党代表　玉木雄一郎 ３　聴取内容 全国懇談会　　講演　　１２時３０分～１４時 講師　玉木雄一郎 玉木氏は２０２０年国民民主党を結党して以来代表を務めている。 今回の参議院選挙においては、「手取りを増やす」の看板政策の下、大きな躍進を果たした。石破政権が衆参両院で過半数割れしている中、国民民主党は国会内で確固たる存在を示している。 働く若者に焦点を合わせた政策は目新しく重要である。また１０３万円の壁など国民が最も必要とされている政策に切り込んだ。日本の将来に必要とされているエネルギー政策では原子力発電は重要である。 自動車税の見直しやガソリン税見直しについては早急に国会で決議を進めていく。 ４　県政への反映 国の動向に合わせて県政も大きく変容せざるを得ない。情報を早く察知し来年度の予算編成などに備えていく。 また、政権の行方によって状況も変わるので国会の情勢も注視していきたい。

様式第１－１号

整理番号	9 - 3

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	自動車リース料（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月５日～令和　　年　　月　　日	金　　額	6,840　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*月額リース料金（32,655 円）から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額（13,681 円に 1/2 を乗じた額）6,840 円を充当する

支払根拠は　令和７年４月整理番号　4-4　参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	13,681 円	1／2 %	6,840 円

様式第１－１号

整理番号	9 - 4

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所上下水道料金（令和７年９月請求分）		
年　月　日	令和7年9月5日～令和　　年　　月　　日	金　　額	2,442　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

7-09-05　(ﾌｼﾞｴﾀﾞｽｲﾄﾞｳ)　水道　2,684
7-09-05　(ﾌｼﾞｴﾀﾞｹﾞｽｲ)　水道　2,200

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	4,884円	1／2 %	2,442円

上下水道使用量のお知らせ

藤枝市水道事業 登録番号 T3800020005663

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
[redacted]			020 mm

使用者氏名

ふじのくに県民クラブ　藤枝　佐野　愛子事務所　様

令和 7年 8月分　　発行日　令和 7年 8月20日

使用期間 令和 7年 6月 4日から令和 7年 8月 5日まで

今回指針	77
前回指針（－）	74
旧メータ使用水量（+）	m³
使用水量	3 m³

参考までに、前年同月の使用水量は　4 m³でした。

上水道料金		2,684 円
税率（内消費税）	10 %(	244 円)
下水道使用料		2,200 円
税率（内消費税）	10 %(	200 円)
請求予定金額		4,884 円

(税込み)

次回口座振替日　令和 7年 9月 5日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。
本票は請求書ではありません。

整理番号	9 - 5

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	Adobe　Acrobat　Pro（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月７日～令和　年　月　日	金　　額	990　円

目　的	ＰＤＦファイルの作成、編集、管理をする
使　途	Adobe　Acrobat　Pro 利用料
政務活動・県政との関連性	様々な文書の作成、編集、管理できる機能を政務活動に利用する
≪領収書貼付枠≫	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会使用で1/2ずつを案分	1,980　円	1／2 %	990　円

Adobe

Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Riverwalk
City West Business Campus
Dublin 24
Ireland
適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号	[redacted]
発行日	2025年 9月 7日
支払い条件	クレジットカード
注文書	
ご注文番号	[redacted]
お客様	
通貨	

領収書送付先

[redacted]

佐野 愛子 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年 9月 7日 bis 2025年10月 6日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
30000068	**Acrobat Pro**	1	EA	1,800	1,800	10.00%	180	1,980

領収書の合計

小計(円)	1,800
消費税 10.00% JCT	180
合計金額(円)	1,980

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

様式第１－１号

整理番号	9 - 6

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務所ファックス通信料（令和７年 8月請求分）		
年　月　日	令和７年９月 10 日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,058　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

7-09-10　　（ＮＴＴ）　　電話　　6,117

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,117　円	1／2 %	3,058　円

口座振替のご案内（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2025年 8月ご請求分	2025年 9月10日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		6，117円

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。
※「口座番号」等の表示の変更（表示もしくは非表示）をご希望されるお客さまは、表面のお問い合わせ先へご連絡ください。

2025年1月ご請求分から

1ヶ月のご請求額が8,000円未満のお客さまも
2ヶ月に1回の合算請求となります

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～
https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/kakugetsu/

NTTファイナンス株式会社　電話料金等料金領収証（西日本ご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)　054－646－1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
ふじのくに県議団　藤枝　佐野愛子事務所　様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.（2025年 8月26日発行）

2025年 6月ご請求分	（2025年 7月10日振替）
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6，200円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号 ACCOUNT	＊＊＊

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1－2－70

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）
10%対象請求額（税込）　6，117円　うち消費税等　556円
ご請求額合計　6，117円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　NTTファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が8，000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

＊＊＊NTT西日本からのお知らせ＊＊＊．フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト［http://flets-w.com/wari/］でご確認ください。＊NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M300B1391001 22900 22900 00 E

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕	税区分 TAX
◆054-646-1222		7月分		
◇NTT西日本ご利用分				
3,067	2,650	回線使用料〈基本料〉（事務用）	6月11日～ 7月10日	合算
	136	ダイヤル通話料	6月11日～ 7月10日。なお前月分は204円でした。	合算
	3	ユニバーサルサービス料他（1日割）		合算
	278	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
3,067	3,067	（小計）		
		8月分		
◇NTT西日本ご利用分				
3,050	2,650	回線使用料〈基本料〉（事務用）	7月11日～ 8月10日	合算
	119	ダイヤル通話料	7月11日～ 8月10日。なお前月分は136円でした。	合算
	4	ユニバーサルサービス料他	1番月分のご請求となります。	合算
	277	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分（小計）				
3,050	3,050	（小計）		
◇合計				
6,117	6,117	合計	2か月分のご請求額です。	

様式第１－１号

整理番号	9 - 7

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	「静岡ウェルネス・フーズＥＸＰＯ　2025」出席		
年　月　日	令和７年９月11日～令和　年　月　　日	金　　額	1,200　円

目　的	静岡ウェルネス・フーズEXPO 2025 出席 基調講演聴講、展示会者や他出席者との情報交換
使　途	駐車料
政務活動・県政との関連性	スタートアップを含めたウェルネスフーズの可能性について提案の参考とする

≪領収書貼付枠≫

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□　毎度ありがとうございます　□
□　　稲森パーキング　本社　　□
□　　054-254-5448　　□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

領　収　証

入車日時 2025年09月11日 09時30分
出車日時 2025年09月11日 13時42分
No.21-000013　　券No.13-144250

駐車料金（一般車）　1500円

割引　（１ｈ）　1枚
300円

料金計　１，２００円

投入現金　２，０００円
釣銭額　８００円

全て消費税１０％適用対象
登録番号：T3080002003081
静岡委託商事有限会社

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,200 円	／ 100%	1,200 円

様式第１－１号

整理番号	9 - 8

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ウェルネスビジネス　イノベーションセミナーin藤枝		
年　月　日	令和７年９月16日～令和　年　月　　日	金　　額	500　円

目　的	志水武史氏による基調講演聴講
使　途	駐車料
政務活動・県政との関連性	最も重要な課題であるウェルビーイングについて委員会の質問に生かす

≪領収書貼付枠≫

ＢｉＶｉ藤枝
054-270-4205

領収証
大和リース株式会社
登録番号T4-1200-0107-7476
精算機 #03　A 精算No.000646
発券機 #01　発券No.000162
入庫時刻　2025年 9月16日(火) 12:54
精算時刻　2025年 9月16日(火) 17:12
駐車時間　4:18
駐車料金　A料金　500円
合　計　500円
(内税10%対象額　500円)
現金領収額　500円
お預り　1,000円
お釣り　500円
またのご利用をお待ちしております。

上記合計金額は消費税率10%[illegible]です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	500　円	／ 100%	500　円

様式第１－１号

整理番号	9 - 9

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所電気料（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月16日～令和　　年　　月　　日	金　　額	7,044　　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

7-09-16　　(ﾁｭｳﾌﾞﾃﾞﾝﾘｮｸ)　電気　　14,088

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	14,088　円	1／2 %	7,044　円

令和　7年　9月17日発行

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和　7年　9月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

■振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和　7年　9月16日	14,088円	1,280円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は担当窓口までご連絡ください。	

■領収金額の内訳

お客さま番号 / おなまえ	日程	契約種別 / 容量	ご使用量 kWh/m3	領収金額 円 / 消費税等相当額（再掲）円	精算額等 円（金額再掲） / 再エネ発電促進賦課金 円	初回引落割引額 円 銭 / 燃料費調整額 円 銭	記事
[redacted]		おとくプラン		6323		-55.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		60 A	179	575	712	-216.59	
[redacted]		ビジとくプラン		7765			
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		3 kW	221	705	879	-267.41	

◎ごあんない　お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり　領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地 名古屋市東区東新町

様式第１－２号

整理番号	9－10

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	令和７年度会費　特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会		
年　月　日	令和７年９月19日～令和　年　月　日	金　　額	2,750　円

会の趣旨・目　的	健康寿命の延伸を実現するため、薬や食べ物に関する正しい知識を普及させ豊かな生活の構築に寄与する
会の活動内容等	健康に関し広い分野における様々な情報を講演会や講座等を介して発信する
政務活動・県政との関連性	県民の健康推進施策として総合計画等への提案に役立てる

≪領収書貼付枠≫

事業年度５月１日～翌年４月30日のため月割計算する

本年度：令和７年５月～令和８年３月の11ヶ月分を充当する

3,000円×11/12＝2,750円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・(その他)（定款）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,750　円	／ 100%	2,750　円

領　収　証（個人）

佐野　愛子　　様

領収金額	￥ 3,000.－

（消費税の対象になりません）

但　　令和７年度 年会費として¥3,000.－

上記正に領収いたしました

令和7年9月19日

静岡県静岡市清水区中之郷二丁目１４番９号
特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会
理事長　　山　　田　　静　　雄

扱者印

NPO法人ポータルサイト

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会 行政入力情報

行政入力情報

※「行政入力情報」は所轄庁に提出された書類をもとに、所轄庁の担当者が登録を行っております。実際の設立や変更から反映までに時間がかかる場合があります。

更新年月日：2023年08月24日

所轄庁	静岡市
権限移譲先市町村	－
法人名称	特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会
法人名称（フリガナ）	－
主たる事業所の郵便番号	－
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市
従たる事務所の所在地	－
代表者氏名	山田　静雄
代表者氏名（フリガナ）	－
設立認証年月日	2015年02月26日
設立年月日	－
定款に記載された目的	当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓蒙等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。
活動分野	保健・医療・福祉／社会教育／学術・文化・芸術・スポーツ／災害救援／国際協力／科学技術の振興／消費者の保護
特定非営利活動に係る事業	－
その他の事業	－
事業年度開始日	－
事業年度終了日	－
法人番号	3080005006759

監督情報	－

閲覧書類等

更新年月日：2024年09月05日

2023年度	2023年度事業報告書等(PDF形式：171KB)
2022年度	2022年度事業報告書等(PDF形式：356KB)
2021年度	2021年度事業報告書等(PDF形式：2MB)
2020年度	2020年度事業報告書等(PDF形式：458KB)
2019年度	2019年度事業報告書等(PDF形式：520KB)
役員名簿・定款等	定款(PDF形式：395KB)
閲覧書類備考	※事業報告書の欄に、活動計算書等が一括して掲載されている場合があります。

所轄庁情報

法人検索結果で得られる個別の法人情報及び閲覧書類、または所轄庁ごとの最新情報に関する問い合わせは、各法人の所轄庁へお問い合わせください。

問い合わせ先	**静岡市 市民局　市民自治推進課** 静岡市葵区追手町５番１号 054-221-1372
ホームページURL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008632.html

ℹ この画面では、表示されているURLへのリンク、組織情報および閲覧書類のダウンロード機能はご利用いただけません。
上記の機能をご利用の場合は「NPO法人情報詳細画面へ戻る」を押し、詳細画面を表示してください。

法人情報詳細画面へ戻る

Copyright©2023 the Cabinet Office All Rights Reserved.

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、「特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会」と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓発等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

①　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
②　社会教育の推進を図る活動
③　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
④　災害救援活動
⑤　国際協力の活動
⑥　科学技術の振興を図る活動
⑦　消費者の保護を図る活動

（事業）

第５条　当法人は、第３条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

①　薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業
②　国内外の学術集会の開催及びその支援事業
③　健康科学に対する教育支援事業
④　健康科学に関わる人材の育成支援事業
⑤　研究者の海外からの招聘事業，研究者の海外への派遣事業その他の

国際交流支援事業

⑥　公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業

⑦　災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業

⑧　食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業

⑨　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会員

（種別）

第６条　当法人の会員は、次の２種類とし、正会員を法上の社員とする。

①　正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

②　協力会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長が定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。

２　理事長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。

３　理事長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金等（入会金及び会費をいう。以下この条で同じ。）を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、会員に以下に定める事由がある場合には、理事長はその会員の入会金等の納入を免除することができる。この場合には、会員は事由を証明する書面その他理事長の求める書面を提出しなければならない。

①　会員が学生又は生徒である場合

②　会員が震災、火災、水害その他の災害のため入会金等の納入が困難である場合

③　会員が傷病のため入会金等の納入が困難な場合

④　会員が生活保護法に基づく保護その他の公的扶助を受けている場合

⑤　前各号のほか、入会金等の納入が困難であると理事長が認める場合

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届を提出したとき。
② 個人である会員が死亡したとき。
③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
④ 継続して２年以上会費を滞納したとき。
⑤ 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（役員の種別及び定数）

第１３条　当法人に、次の役員を置く。

① 理事長　　１名
② 副理事長　　１名以上２名以内
③ 理事（理事長及び副理事長を含む。）　３名以上２０名以内
④ 監事　　１名以上

（役員の選任）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

３　理事長及び副理事長の選任に関する細則は、別に理事会で定める。

４　監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

５　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になるこ

とができない。

6　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１名を超えて含まれることになってはならない。

7　役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（役員の職務）

第１５条　理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4　監事は次の職務を行う。

①　理事の業務執行の状況を監査すること。

②　当法人の財産の状況を監査すること。

③　前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④　前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

⑤　理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　前２項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第１項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

4　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第１３条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（役員の欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数（定数に上限と下限の定めがある場合には、定数の下限）の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１８条　役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。

２　前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。

３　前２項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第５章　顧問及び相談役

第２０条　当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、総会の議決により理事長が委嘱する。

３　任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。

第６章　総会

（総会の種別）

第２１条　当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種類とする。

（総会の構成）

第２２条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２３条　総会は、次の事項を議決する。

① 定款の変更

② 解散

③ 合併

④ 事業計画及び活動予算の決定

⑤ 事業計画及び活動予算の変更

⑥ 事業報告及び活動決算

⑦　役員の選任又は解任、職務並びに報酬
⑧　顧問及び相談役の選任及び解任
⑨　会員の除名
⑩　入会金及び年会費の額
⑪　借入金（その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
⑫　その他当法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２４条　通常総会は、毎年１回、６月に開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
①　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
②　正会員の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
③　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
3　総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

（総会の招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の５日前までに正会員に通知しなければならない。

（総会の議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

（総会の定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議決権）

第２９条　会員の表決権は、平等とする。

２　団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。

３　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。

４　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号、第４９条及び第５２条の適用については、総会に出席したものとみなす。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　日時及び場所

②　正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合については、その数を付記することを要する。）

③　審議事項

④　議事の経過の概要及び議決の結果

⑤　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された２名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

①　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③　総会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第７章　　理事会

（理事会の構成）
第３１条　理事会は、理事全員をもって構成する。

（理事会の権能）
第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
① 総会に付議すべき事項
② 総会の議決した事項の執行に関する事項
③ 事務局の組織及び運営に関する事項
④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
① 理事長が必要と認めたとき。
② 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
③ 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
２　理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

（理事会の招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第１項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の７日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

（理事会の議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の決議）
第３６条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
２　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
３　前項の規定にかかわらず、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事

項については、理事会で議決することを妨げない。

4　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

（理事会の表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

（理事会の決議の省略）

第３８条　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　日時及び場所

②　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記することを要する。）

③　審議事項

④　議事の経過の概要及び議決の結果

⑤　議事録署名人の選任に関する事項

⑥　前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨

2　議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された２名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
③ 理事会の決議があったものとみなされた日
④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　当法人の資産は、次の各号をもって構成する。
① 設立当初の財産目録に記載された財産
② 入会金
③ 会費
④ 寄附金品
⑤ 財産から生じる収益
⑥ 事業に伴う収益
⑦ その他の収益

（資産の管理）

第４１条　当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

（会計の原則）

第４２条　当法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行う。

（事業計画及び活動予算）

第４３条　当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

２　前項の規定に基づいて執行された収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

２　剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（事業年度）

第４８条　当法人の事業年度は、毎年５月１日に始まり、翌年４月３０日に終わる。

第９章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の４分の３以上の多数の議決を経て、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５０条　当法人は、次に掲げる事由により解散する。

①　総会の決議
②　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
③　正会員の欠亡
④　合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
⑤　破産手続開始の決定
⑥　所轄庁による設立認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４　当法人が解散したとき（第１項第４号及び第５号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第５１条　当法人が、解散（前条第１項第４号及び第５号の場合を除く。）した

ときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　　公告の方法

第５３条　当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第１１章　　事務局

第５４条　当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

３　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第１２章　雑則

第５５条　この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附　則

（施行日）

第１条　この定款は、当法人の設立の日から施行する。

（初年度の役員）

第２条　当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 [redacted]
副理事長
理　　事
理　　事
理　　事
監　　事

２　設立当初の役員の任期は、第１６条第１項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成２８年６月３０日までとする。

（初年度の事業年度）

第３条　当法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成２７年４月３０日までとする。

（初年度の事業計画及び活動予算）

第４条　当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

（初年度の入会金及び年会費）

第５条　当法人の設立当初の入会金は、第８条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人である正会員　　金２，０００円
② 団体である正会員　　金１０，０００円
③ 協力会員　　金１，０００円

２　当法人の初年度の事業年度における年会費は、第８条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人である正会員　　金３，０００円
② 団体である正会員　　金２０，０００円
③ 協力会員　　金１，０００円

附　則

変更後の定款は、平成２７年３月１５日から施行する。

附　則

変更後の定款は、平成２７年 7 月 9 日から施行する。

様式第１－１号

整理番号	9－11

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	『衣・食・住』が身体を壊す？　講演聴講		
年　月　日	令和７年９月27日～令和　年　月　日	金　　額	300　円

目　的	静岡脳科学研究会主催　池田豊氏による講演聴講
使　途	駐車料
政務活動・県政との関連性	ウェルネス向上のための政策に生かす

≪領収書貼付枠≫

ＢｉＶｉ藤枝
054-270-4205

領収証
大和リース株式会社
登録番号T4-1200-0107-7476

精算機 #04　A 精算No.000356
発券機 #01　発券No.015540
入庫時刻　2025年 9月27日(土) 14:00
精算時刻　2025年 9月27日(土) 16:13
駐車時間　2:13
駐車料金　A料金　300円
==========
合　計　300円
(内税10％対象額　300円)
現金領収額　300円
お預り　300円
お釣り　0円
またのご利用をお待ちしております。

上記合計金額は消費税率10％対象です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	300　円	／ 100%	300　円

様式第１－１号

整理番号	9－12

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務所電話通話料（令和７年９月請求分）		
年　月　日	令和７年９月29日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,088　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*通帳記載欄に“ガス”と表示している理由及びひかり電話オプション利用料Ａ（Ｓ）利用理由
令和７年４月整理番号　4-14　参照

7-09-29　　ガス　　6,177

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,177 円	1／2 %	3,088　円

No. ip1120367493_2509_2509
発行日 2025年09月20日
登録番号 T3080101016348

[redacted]

[redacted]

（株）ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク

〒410-0053
沼津市寿町8-28

ふじのくに県民クラブ藤枝
佐野愛子事務所 御中
[redacted]

メディアプラザ

TEL 0120-696-942 FAX 055-922-5694

請　求　書

お客様コード	ご請求日	ご請求金額（税込）
[redacted]	2025年09月29日	¥6,177

■ケーブルテレビ利用料（インボイス対象の請求になります。）

内　訳	数量	金額(税込)	税率	ご利用期間	登録番号
ひかりdeネットベーシック(マンションF4)30	1	¥4,547	10%	2025/09/01～2025/09/30	
継続割引	1	¥-330	10%	2025/09/01～2025/09/30	
やくそく割引(F4)	1	¥-367	10%	2025/09/01～2025/09/30	
ひかりdeトーク(S)0546890197	1	¥550	10%	2025/08/01～2025/08/31	
ひかり電話通話料(S)0546890197	1	¥783	10%	2025/08/01～2025/08/31	
ユニバーサルサービス料(S)0546890197	1	¥3	10%	2025/08/01～2025/08/31	
ひかり電話オプション利用料A(S)0546890197	1	¥990	10%	2025/08/01～2025/08/31	
電話リレーサービス料(S)0546890197	1	¥1	10%	2025/08/01～2025/08/31	
以下余白					
10%対象税込み		¥6,177	内消費税(10%)¥561		
非課税・不課税計		¥0	内消費税(0%)¥0		
小計		¥6,177			

■その他利用料（不課税等。インボイス対象の請求ではありません。）

内　訳	数量	金額(税込)	ご利用期間
以下余白			
小計		¥0	

お引落し元　郵便局
　引落日が金融機関の休日の場合、翌営業日に引落しを行います。

その他利用料に該当する商品につきまして、弊社では適格請求書の発行を行っておりません。
大変お手数をお掛け致しますが、提供元へのご確認をお願い致します。
提供元への確認方法等は https://www.thn.ne.jp/support/ に記載しておりますのでご確認ください。

整理番号	9－13

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	CANVA ソフトウェア年間利用料		
年　月　日	令和 7 年 9 月 29 日～令和　年　月　日	金　　額	2,420　円

目　的	各種資料作成に利用する
使　途	CANVA ソフトウェア年間利用料　（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月）
政務活動・県政との関連性	様々な資料の作成、編集、管理できる機能を政務活動に利用する

≪領収書貼付枠≫

補記：会議や報告会などの様々な場面において、各種資料を作成する機会が多いので
資料作成機能に特化したソフトウェアを活用し政務活動に利用する
期間中の内
令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月を充当する
8,300 円×7／12 か月＝4,841 円

2025年09月29日分　132,324円　ﾍﾟｲﾍﾟｲｶｰﾄﾞ

令和8年4月以降 残金1,730円を申請する

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会使用で 1/2 ずつを案分	4,841　円	1／2 %	2,420　円

ご利用代金請求明細書

佐野 愛子 様

PayPayカード株式会社
本社：東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コンタクトセンター：福岡市博多区博多駅前四丁目21番26号

ご請求金額	
ご利用カード	
お支払い日	2025/9/29
お支払い口座	
請求確定日	2025/9/20
お支払い方法	口座振替
ご請求金額	132,324円

※ お支払い日の前日までにお支払い口座へご入金ください。
※ 金融機関での手続きの進捗状況により、上記口座からお引き落しができない場合があります。
※ 請求金額の確定前にキャンセルされたり、お支払いいただくことにより、請求金額が0円となった方にも、ご利用内容をご確認いただくために表示しております。

回数指定払い

利用日／キャンセル日	利用店名・商品名	利用者※1	決済方法	支払い区分※2	利用金額	手数料	支払総額	当月支払金額	翌月以降繰越残高	調整額

回数指定払い

利用日／キャンセル日	利用店名・商品名	利用者※1	決済方法	支払い区分※2	利用金額	手数料	支払総額	当月支払金額	翌月以降繰越残高	調整額
2025/8/26	CANVA* 04620-1950227利用国AU	本人*	PayPayカード	1回	8,300円	0円	8,300円	8,300円	0円	0円
							回数指定払い小計	132,324円	0円	0円

様式第１－１号

整理番号	９－１４

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	静岡・朝日新聞購読料		
年　月　日	令和７年９月30日～令和　年　月　日	金　　額	7,300円

目　的	各方面における情報収集
使　途	９月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・県政との関連性	政務活動おいて、広い分野の情報を得るための手段として活用する

≪領収書貼付枠≫

領収日　令和７年９月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,300円	／ 100%	7,300円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

（全1件） **並べ替え：** 番号 | 日付 摘要 メモ

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2025年11月10日分	**10,200円**			出金	DCｶｰﾄﾞ	

11月11日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ （CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

DC Webサービス

DC CARD

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時：2025年11月11日 11:42

［2025年11月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時：2025年11月7日 16:07］

佐野　愛子 様　ご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類	
カード名称	
カード番号	

照会月	2025年11月
明細作成日	2025年10月23日

お支払日	2025年11月10日
今回ご請求合計額	10,200円
(1)今回ご請求額	10,200円
(2)事前お支払額	0円
合計[(1)-(2)]	10,200円

■ ショッピングご利用分

			—					
2025/9/20	V8190	株式会社藤枝江崎新聞店	1回払い	7,300	7,300			
		ショッピング請求確定分小計		10,200	10,200			

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
・今回ご請求合計額に「-」（マイナス）の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日（毎月20日前後）から最終確定日（毎月25日前後）の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。
・円換算レートはVISAまたはマスターカードが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた3.85%（税込）※を加算させていただきます。※2025年1月20日ご利用分より

様式第１－４号

整理番号	9―15

支出証拠書（自動車燃料代）

【　９月分　】　9/30　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野　愛子　）

区　分	前回給油(領収書貼付分)　A	今回(直近の)給油　B	総走行距離　C＝B－A
年 月 日	年　月　日	年　月　日	
走行距離	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ

（経費項目別充当額）

経費項目	走行距離（ｋｍ）	積　算　方　法　※	充当額（円）
事　務　費	1,032	18円×　1,032ｋｍ／　　ｋｍ	18,576

※単価による充当方式　　：単価（円）×走行距離（㎞）

※領収書による充当方式

・積上げ方式　　：領収書金額（円）×走行距離（㎞）／総走行距離（上記C）（㎞）

・充当限度割合による案分：領収書金額（円）×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。　議員氏名　佐野　愛子

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	18,576円	／ 100%	18,576円

9月

月　日	内　容	行　程	走行距離(km)
1	内外講演会　志太の教育語る会	自宅ー藤枝駅大井川ほほえみ	43
2	藤枝市議会傍聴	自宅ー藤枝市役所	16
3	議員総会　志太の教育島田地区	自宅ー県庁　おおるり	77
4	健康福祉部ヒアリング教育語る会	自宅ー県庁青島北公民館	60
5	森林環境聞き取り　志太の教育語る会	自宅ー県庁豊田公民館	67
7	郵政意見交換会	自宅ー焼津文化センター	38
8	志太の教育語る会島田	自宅ー島田おおるり一中	39
9	市議会傍聴　教職員学習会　議員総会	自宅ー市役所　志太会館　県庁	65
10	藤枝市市議会傍聴　犯罪被害者講演会	自宅ー藤枝市役所　県庁	65
11	静岡ウェルネスフーズEXPO 河川視察　志太の教育語る会六合	自宅ー葵タワー　葉梨　島田	106
12	岡部若宮式典視察意見交換	自宅ー岡部	25
13	養殖魚放流意見交換	自宅ー焼津小川港	45
14	藤枝市さわやかクラブ意見交換	自宅ー市民会館	18
15	ウエルネスビーイングセミナー	自宅ー前島ビビ	25
16	県庁事務整理	自宅ー県庁	57
18	市民音楽意見交換	自宅ー市民会館	15
19	志太の教育を語る会小川(閉会後)	自宅ー小川公民館	35
21	国際言葉学院意見交換	自宅ー静岡ツインメッセ	65
22	島田県政報告FM収録(閉会後)	自宅ー島田	37
23	北方しらふじ意見交換	自宅ー北方	18
24	教育語る会青島　(閉会後)	自宅ー教育会館	18
27	脳学研究会講演	自宅ー駅南図書館	18
28	志太榛原高校協議会	自宅ーおおるり	37
30	志太の教育語る会東益津	自宅ー東益津公民館	43
	合計		1,032

18,576

様式第１－１号

整理番号	９－１６

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・(人件費)		
内　　容	事務員雇用（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月１～令和７年９月30日	金　　額	39,680　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付欄≫

給与支払明細書

令和 7 年 9 月分

氏 名 [redacted]

給　与	通勤手当	支給額合計	控　除　額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
35H ¥1,200/h	日数８日 ¥350/日					
円 42,000	円 2,800	円 44,800	円	円	円 0	円 44,800
					受領印	[redacted]
					受領日	９月30日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会業務も含まれているため稼働時間で案分	44,800　円	31ｈ/35ｈ %	39,680　円

会派様式第5号

雇 用 実 績 表

9 月 分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	雇　用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月			
2	火	5.5	5	月初打ち合わせ、案内文書確認、スケジュール確認
3	水			
4	木			
5	金	4.5	4	資料作成、来客対応
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	3.5	資料作成、来客対応
10	水			
11	木			
12	金	4	3.5	資料作成、資料整理ファイリング、電話対応
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	4	3.5	資料作成
17	水			
18	木			
19	金	4.5	4	資料作成、電話対応、来客対応
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金	4	3.5	資料作成、来客対応
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	4.5	4	資料作成、資料整理ファイリング
計		(A)　35	(B)　31	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 7 年 9 月 30 日

会派・議員名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子

〔政務活動費充当計算〕・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)〔　　時間　　分〕×単価〔 1,200 円〕＝　　円

②総支給額〔 42,000 円〕×31(B)／35(A)＝ 37,200 円

様式第１－１号

整理番号	9－17

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	事務員雇用（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月１日～令和７年９月30日	金　　額	60,600　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和　7　年　9　月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当	支給額合計	控　除　額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
47H ¥1,200/h	日数12日 ¥350／日					
円	円	円	円	円	円	円
56,400	4,200	60,600			0	60,600
					受領印	[redacted]
					受領日	9月30日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	60600　円	100%	60,600　円

様式第１－１号

整理番号	9－18

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・(人件費)		
内　　容	事務員雇用（令和７年９月分）		
年　月　日	令和７年９月１日～令和７年９月30日	金　　額	37,800　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和 7 年 9 月分

氏 名 [redacted]

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
36H ¥1,050/h	日数　日 ¥　/日					
円 37,800	円	円 37,800	円	円	円 0	円 37,800
					受領印	[redacted]
					受領日	9月30日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	37,800　円	100%	37,800　円

様式第１－１号

整理番号	９－１９

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ＦＭしまだコーナー料		
年　月　日	令和７年10月10日～令和　　年　　月　　日	金　　額	49,720　円

目　的	定期的に県政、地域情報を報告する
使　途	令和７年９月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
07-10-10	23003	通帳送金
記　　号		番　　号
*****		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N066	*49,500	
	残高	
	[redacted]	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通　916955
カ）エフエムシマダ

送金料金　*220円
振込予定日 07-10-10

サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	49,720 円	／ 100%	49,720 円

[redacted]

御請求書

2025年9月30日

No. [redacted]

佐野　愛子　様

株式会社　FM島田
代表取締役　中根　弘貴
〒 427-0042
島田市中央町5番の1　プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765　FAX:0547-34-5700
登録番号:T4080001014459

2025年9月度

期間　2025/09/01～2025/09/30

ご請求額　**¥49,500**

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田掛川信用金庫　島田本店営業部
普通　０９１６９５５
株式会社　ＦＭ島田

費　　目	請求金額	備　　考
コーナー料	45,000	
小　　計	45,000	
消費税等　(10.0%)	4,500	
合　　計	¥49,500	

[redacted]

整理番号	9－20

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	携帯電話料及びモバイル通信料（令和７年９月請求分）		
年　月　日	令和７年８月１日～令和７年８月31日	金　　額	8,669　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

除外するものは下記の通り

①　iPhone セキュリティパックプラス　600 円（税別）

②　あんしん保証パック　1,164 円（税別）

除外額の計算

（①600 円+②1,164 円）×1.1＝1,940 円

請求額 19,278 円－除外額 1,940 円＝対象額 17,338 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で1/2ずつを案分	17,338　円	1／2 %	8,669　円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全3件) **並べ替え：** 番号 | 日付 摘要 メモ

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
002	2025年10月27日分	**138,597円**			ﾍﾟｲﾍﾟｲｶｰﾄﾞ		

11月07日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

ご利用代金請求明細書

佐野　愛子　様

PayPayカード株式会社
本社：東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コンタクトセンター：福岡市博多区博多駅前四丁目21番26号

ご請求金額	
ご利用カード	
お支払い日	2025/10/27
お支払い口座	
請求確定日	2025/10/20
お支払い方法	口座振替
ご請求金額	138,597円

※ お支払い日の前日までにお支払い口座へご入金ください。
※ 金融機関での手続きの進捗状況により、上記口座からお引き落しができない場合があります。
※ 請求金額の確定前にキャンセルされたり、お支払いいただくことにより、請求金額が0円となった方にも、ご利用内容をご確認いただくために表示しております。

回数指定払い

利用日／キャンセル日	利用店名・商品名	利用者※1	決済方法	支払い区分※2	利用金額	手数料	支払総額	当月支払金額	翌月以降繰越残高	調整額
2025/8/31	ソフトバンクM	本人*	PayPayカード	1回	19,278円	0円	19,278円	19,278円	0円	0円

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 佐野 愛子 様

発行日 2025年 9月 11日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号：[redacted]
Billing number

請求月 ： 2025年8月分(2025年8月1日～2025年8月31日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]			
	端末代　分割支払金／賦払金	2,175	対象外
		2,175	
[redacted]			
	基本料　基本プラン（音声）［　8月　1日～　8月31日］	980	10%
	通話料　基本プラン（音声）	8,900	10%
	割引　家族割引（340円　×　100%）	-340	10%
	月額料　定額オプション＋	1,800	10%
	割引　60歳以上通話おトク割	-1,000	10%
	無料　定額オプション＋　無料通話分	8,560	10%
	無料　定額オプション＋　無料通話分（SMS）	-6	10%
	定額料　データプラン4GB（スマホ）	1,080	10%
	通信料　S！メール（MMS）@0円　20466Pkt	0	10%
	通信料　S！メール（MMS）（無料分）@0円　9Pkt	0	10%
	通信料　データ通信（4G　LTE／5G）@0円　521474665Pkt	0	10%
	（通信量合計　521679940Pkt［622GB］）		
	その他　オートチャージ（快適モード）追加データ1GB（1，000円　×　3回）	3,000	10%
	通信料　メール（SMS）　（他社宛）	6	10%
	通信料　メール（SMS）　（他社宛）	90	10%
	通話料　通信サービス「0570等」	40	10%
	通話料　世界対応ケータイ（音声）（日本国内事業者宛）	875	対象外
	定額料　海外あんしん定額　3920円／96時間／12GB（3，920円　×　1回）	3,920	対象外
	通信料　世界対応ケータイ（S！メール（MMS））海外あんしん定額	0	対象外
	通信料　世界対応ケータイ（データ通信（4G　LTE））海外あんしん定額	0	対象外
	通信料　世界対応ケータイ（SMS）（日本国内事業者宛）	400	対象外
	月額料　ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料　ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円　×　100%）	-467	10%
	月額料　デザリングオプション	500	10%
除外	月額料　iPhoneセキュリティパックプラス	600	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	3	10%
	その他　電話リレーサービス料	1	10%
		12,289	
[redacted]			
除外	月額料　あんしん保証パック with AppleCare Services	1,164	10%
	端末代　分割支払金／賦払金	2,825	対象外
	計	3,989	
	小計	18,453	
	課税対象額　計	8,258	
	課税対象10%	8,258	
	消費税等　計	825	
	消費税等10%	825	
	課税対象外　計	10,195	
	ご請求金額	19,278	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/　　（ 1/ 1頁）
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。